



第11支部 学校事務 共同実施だよ

平成23年10月
第11支部共同実施
編集：清水高部東小

教頭&事務職員の合同研修会を行いました

東日本大震災以降、防災マニュアルの見直しなど、近隣校との連携がこれまで以上に求められている中、今年も8月に11支部の教頭と県費・市費事務職員の合同研修会があり、活発な意見交換が行なわれました。

「雑草」という名前の植物がないように、雑務もない。仕事の一つ一つに意味があり、学校が回る原動力となる。それぞれの役割をしっかりと果たしてほしい。



第11支部長・浅井校長
(清水袖師中学校)

各校では出張後の復命が行なわれているか？ どう仕事や自校の教育に還元するかを自分の中でまとめなければ、旅費に見合う出張をしたことにならない。

つつい現状維持・前例踏襲で仕事を進めたくなくなるが、大きな力を要してでも現状改善に向けて一歩踏み出す姿勢を持ち続けてほしい。

チームとは「全員が同じ方向を向いている組織」である。校内が、中学校区が、支部が、一つのチームとなるよう、大いにコミュニケーションをとってほしい。

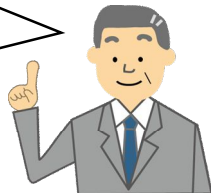
教頭先生からは「学校預り金の未納対策」についての提案と、ここ3年間で未納件数・未納総額共に大幅に減らすことに成功した飯田東小学校の実践が紹介されました。

続いて事務職員からは、将来を見据えた「学年費・積立金会計の一本化」について、支部内のアンケートを基に提案があり、後半のグループ研修で2つのテーマを協議しました。

飯田東小の未納対策の一例

『全職員が課題を意識し、解決に向け取り組む』

- ①出費減を目指す教材選定（教材・行事の見直し、見積り合わせの実施、業者チラシ配布検討…等）
- ②未納家庭からの集金方法の工夫（分納、購入や活動の都度集金…等）
- ③保護者への働きかけ
ときめ細やかな対応
（保護者会での呼びかけ、納入計画、就学援助制度の紹介）



学年費・積立金の一本化による主なメリット

- ①年度当初の業者への支払い遅延の解消（年度前半の収入は主に教材費の支払いに充て、後半の収入を積立金相当額として残す）
- ②会計数の削減により、支分会計の選択や年度末の会計報告・監査などの煩雑さを軽減

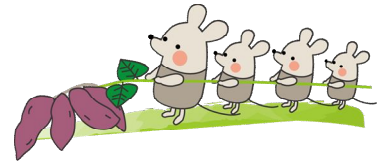


他にも、引落日を数日前にメール配信で告知したり、引落日を「月の上旬」から「給料日の直後」に変えた学校もあるよ！

一本化により発生する多額の通帳残高は「積立金相当額」だから、「余剰金」と錯覚せず、教材を買いすぎないように注意が必要かな？

質の高い学校経営を目指すため、教員の近隣校研修と同様に、用務員も含めた支部内の一人職同士の学校間連携または他職種との協働体制を、今後も推進していきます。

子ども手当の特別措置法












国会で、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し、平成23年10月1日に施行されました。主な変更点は以下のとおりです。

◇「児童手当」と「子ども手当」の違い

	“旧”児童手当	子ども手当	特別措置法による子ども手当	“新”児童手当？ (名称未定)
支給対象月	平成22年3月分まで	平成22年4月分から 平成23年9月分まで	平成23年10月分から 平成24年3月分まで	平成24年4月分から
(実際の支給時期は、毎年2・6・10月に前月分までの4ヶ月分を一括支給)				
支給対象の子ども	小学校修了前まで	中学校修了前まで		
一人当たりの支給月額	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円	一律 13,000円	3歳未満 15,000円 3歳以上小学生までの 第1子・第2子 10,000円 3歳以上小学生までの 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円	未定 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">これから国会で 審議されます</div>
所得制限	あり 限度額：年収860万円 (世帯構成により変動)	なし		あり 限度額：未定

◇子どもが3人いる家庭の支給例（平成23年10月分から平成24年3月分まで）

	例1	例2	例3
第1子	 中学生 10,000円	 小学生 10,000円	 高校生 0円
第2子	 小学生 10,000円	 2歳 15,000円 ※第2子だが 3歳未満	 高校生 0円
第3子	 5歳 15,000円 ※3歳以上だが 第3子	 0歳 15,000円	 中学生 10,000円 ※第3子だが 中学生
支給月額	35,000円	40,000円	10,000円

※ これまで子ども手当を受給していた方でも、改めて認定請求を行なう必要があります（手続きの詳細が分かり次第、該当者には事務職員がご連絡します）。

また、居住地の市町より、申請手続きの案内や書類が送付される場合がありますが、公務員は勤務先で申請・受給することになっていますので、市役所等での手続きは不要です。